

～事業主・労働者の方へ～

新型コロナウイルス感染症による助成金等のお知らせ

HP ■ 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応助成金・支援金

助成金の対象 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校・保育所等の臨時休業や子どもの感染等により、仕事を休まざるを得ない労働者に対して、特別有給休暇を取得させた事業主

支援金の対象 新型コロナウイルス感染症の影響による小学校・保育所等の臨時休業や子どもの感染等により、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者

対象休暇取得期間 4年4月1日(金)～4年6月30日(木)

お問合せ 厚生労働省コールセンター
☎0120-603-999
午前9時～午後9時
(土・日・祝日含む)



労働者の方のための相談窓口もあります

北海道労働局の「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」では、労働者の方の「企業に助成金を利用してもらいたい」などの相談に応じて、事業主への働きかけを行っています。

企業申請の活用が難しい事業主に対しては、個人申請協力への働きかけも行っています。

お問合せ 北海道労働局
☎011-709-2715
平日 午前8時半～午後5時15分



※ 事業主が上記の助成金の活用をしない場合でも、個人による申請への協力に対して理解が得られれば、支給要件を満たす労働者の方からの「休業支援金・給付金」の単独申請（直接申請）が可能です。

HP ■ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

対象 新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方（勤務時間の減少やシフトの日数減少なども対象となります。）

対象休業期間 4年4月1日(金)～4年6月30日(木)

お問合せ 厚生労働省コールセンター ☎0120-221-276
平日 午前8時半～午後8時、土・日・祝日 午前8時半～午後5時15分



～新分野展開や新商品開発、販売促進に取り組む事業者の方へ～

中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金のお知らせ

主な対象要件

- ▷ 北海道内の中小・小規模企業者
- ▷ 令和2年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、平成31年1月から令和2年3月までの同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること

申請期限 5月18日(水)

お問合せ
同補助金事務局 ☎011-804-2385
平日 午前9時半～午後5時半

申請区分等

	新事業展開枠	販売促進枠
取組内容	・新分野展開、事業転換、業種転換 ・新商品や新役務の開発 ・新たな販売方式や提供方式の導入	・販路開拓等の取組 ・販促活動の取組
補助金額	50万円～100万円 ※最低事業費75万円（税抜）	上限30万円
補助率	2/3以内	2/3以内
その他	国の事業再構築補助金との併給不可	国の小規模事業者持続化補助金との併給不可

※ 申請は「新事業展開枠」と「販売促進枠」いずれか1回限り

HP

函館～横浜クルーズ2泊3日

「にっぽん丸」函館市民クルーズ

日程 6月15日(水)～17日(金) 2泊3日

- ▷ 15日(水) 函館港発 (22:00)
- ▷ 16日(木) 終日航海日
- ▷ 17日(金) 横浜港着 (9:00入港予定)
～到着後自由行動～ 羽田空港発
(JAL 589便またはANA 557便)
～函館空港着

※ 詳細については、市のHPでご確認のうえ、お申込みください。

※ 募集定員に達し次第、受付を終了します。

※ 乗船に際しては、事前および乗船当日のPCR検査（計2回）を実施する予定です。

お問合せ (株)JTB 函館五稜郭店 ☎56-1714
営業時間 月～土曜日 午前10時～午後6時